

## 中部運輸局自動車交通部

令和5年3月28日 14:00発表

## 連絡先：

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官  
 藪田、細川 TEL 052-952-8082  
中部運輸局 愛知運輸支局 監査担当  
 神戸、吉川 TEL 052-351-5313

## 乗合バス事業者に車両使用停止処分

中部運輸局は、下記事業者に対して、車両使用停止処分を行いましたのでお知らせします。

## 記

## 1. 事業者の住所、氏名又は名称並びに営業所名

事業者名：あおい交通 株式会社（代表取締役 松浦 秀則）

住所：愛知県小牧市新町三丁目430番地

営業所：本社営業所（住所地に同じ）

野口営業所（愛知県小牧市大山中49番地）

## 2. 行政処分等の概要

## &lt;本社営業所&gt;

処分日：令和5年3月28日

処分内容：事業用自動車の車両使用停止

110日車（2両×36日間、1両×38日間）

## &lt;野口営業所&gt;

処分日：令和5年3月28日

処分内容：事業用自動車の車両使用停止

40日車（2両×20日間）

## 3. 本社営業所に対する監査端緒、主な違反内容及び違反条項

## &lt;監査端緒&gt;

令和4年8月22日の野口営業所に係る横転炎上事故を受け、同社の乗合事業について総合的に監査を行う必要があると認めたもの。

## &lt;主な違反内容及び違反条項&gt;

（1）運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。

- (道路運送法第 27 条第 3 項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第 21 条第 1 項)
- (2) 運行に関する状況把握のための体制が不適切であった。  
(道路運送法第 27 条第 3 項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第 21 条の 2)
- (3) 点呼の記録を改ざんしていた。  
(道路運送法第 27 条第 3 項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第 24 条第 5 項)
- (4) 点呼の記録の記載事項が不適切であった。  
(道路運送法第 27 条第 3 項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第 24 条第 5 項)
- (5) 乗務等の記録の記載事項が不適切であった。  
(道路運送法第 27 条第 3 項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第 25 条第 1 項)
- (6) 主として運行する路線・営業区域の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について、運転者に対する指導監督が不適切であった。  
(道路運送法第 27 条第 3 項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第 38 条第 1 項)
- (7) 運転者に対する指導監督の記録の記載事項が不適切であった。  
(道路運送法第 27 条第 3 項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第 38 条第 1 項)
- (8) 業務の適確な実行及び運行管理規程の遵守について、運行管理者に対する指導監督が不適切であった。  
(道路運送法第 27 条第 3 項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第 48 条の 3)

#### 4. 野口営業所に対する監査端緒、主な違反内容及び違反条項

##### <監査端緒>

令和 4 年 11 月 15 日、正当な事由なく運送の引受けを拒絶したことが認められたため監査を実施したものの。

##### <主な違反内容及び違反条項>

- (1) 正当な事由がなく、運送の引受けを拒絶した。  
(道路運送法第 13 条)
- (2) 自動車事故報告規則に該当する事故を報告していなかった。  
(道路運送法第 29 条)  
(自動車事故報告規則第 3 条第 1 項)

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

・当該行政処分により付された違反点数	本社営業所	11点
	野口営業所	4点
・当該事業者の累積違反点数		19点